新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年2月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第4号

新潟県と畜場法施行細則の一部を改正する規則

新潟県と畜場法施行細則(昭和28年新潟県規則第106号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改	正	後				改		Ī	E.	前			
別表(第10条関係)						別	別表(第10条関係)								
	と畜場	と畜	場名	所 在	地		と畜場	と	畜	場	名	所	在	地	
	番号						番号								
	1	1 しばたパッカーズ 株式会社		新発田市奥山新保 427番地			1	阿賀北食肉センタ			新発田市大字奥山				
								_				新保字矢詰427			
												地			
	(略)						(略)					•			

附則

この規則は、公布の日から施行する。